

王朝国家国衙軍制の構造と展開

下向井 龍彦

はじめに

本稿は、一〇～一二世紀における国衙を拠点とする軍事編成の制度復元を行い、その変動の方向を展望することによって、中世的支配関係の形成を促進する役割を果たす王朝国家の特質の一端を明らかにすることを目的とする。

一〇～一二世紀は、戦後の主導学説によれば古代国家の没落過程と位置づけられ、中世的諸関係＝領主制の発展を阻止する国家権力の側面だけが強調された。かかる学説の支配するなかで、武士団成立論は古代国家に抵抗しながら領主制を展開する在地領主層の反権力組織としての側面だけが評価され、個別武士団内部の封建的関係の検出に努力が傾注された。

ところが、一九六〇年代に入り、封建的諸関係の形成に対する国家権力の能動的・促進的役割を強調する王朝国家論が登場すると、古典的武士成立論は根本的再検討をせまられ、武士を国家の軍事力編成のなかでとらえなおそうとする新たな視点が提起されるにいたった。かかる観点から、六〇年代後半に、石井進・戸田芳実両氏の画期的研究があいついで発表され、ここに中世成立期国家史研究の

重要な分野としての国衙軍制論が確立する。

石井氏は、院政期の国衙が組織した軍事力の構成を『今昔物語集』の一説話を素材に図式化し（私的従者・在庁官人・国ノ兵共）、国衙軍を構成する諸要素が国司の命令のもとに戦闘に参加する根拠を国司との私的関係のあり方に求められた。戸田氏は九～一〇世紀の武士発生史を軍制論としてとらえなおす視点を多角的に示し、一〇世紀以降一國単位で編成された「諸国兵士制」を提唱され、その実態究明を試みるとともに徵募・動員形態の具体的究明を課題として残された。本稿は、両氏の問題提起をうけとめ、以下に示す視点と方法によって王朝国家軍制研究をさらに一歩前進させることを意図するものである。

王朝国家を独自の国家段階とみる筆者の立場からすれば、一〇～一二世紀の王朝国家権力は、直面する軍事課題を解決するため全国的規模で制度化された固有の軍制を保持していたと想定しなければならぬ。そしてそれが全国に対して一般的に行使されるためには、中央政府の最高の軍事指揮権のもとに「国」という行政的区分にもとづいて編成されていることが必要である。一方、王朝国家論は、

中世的支配関係の形成を促進する権力の役割を強調する。中世的支配関係の一つの柱は「封建的主従制」であるが、それは本来軍制の原理であり、王朝国家軍制の制度的形式が中世の「封建的主従制」を準備するうえでいかなる役割をはたしたかという視点が提起される必要がある。

以上の如き視点のもとに国衙を拠点とする王朝国家軍制の制度復元に着手するにあたって、分析の鍵となるのが「追捕官符」である。石井・戸田氏の国衙軍制論では、国衙内部の軍事力の実態は究明されたが、国衙の軍事編成において国家権力がいかなる役割をはたしていたのかという視点を欠いていた。軍事力の編成・発動の窮極の源泉は最高の軍事指揮権が国家権力にあり、国家法のなかに制度的位置づけ（たとえ成文化されなくても）があるのは当然である。そこで本論においては、まず「追捕官符」の役割・機能を分析し、ついで重犯検断手続、軍勢催促手続を復元して国衙軍制の基本構造を明らかにし、それをふまえて王朝国家軍制の諸段階を論じたい。

註(1) 石母田正『古代末期政治史序説』。

(2) 安田元久「武士団の形成」(『岩波講座日本歴史』古代4 八旧版)。

(3) 戸田芳実「中世成立期の国家と農民」(『日本史研究』九七)、「中世社会成立期の国家」(『ジウム日本歴史』5 中世社会の形成)が、王朝国家論を理論的に展開している。

(4) 註(3) 戸田論文。

王朝国家国衙軍制の構造と展開(下向井)

(5) 石井進「中世成立期軍制研究の一視点」(『史学雑誌』七八一一)。

(6) 戸田芳実「国衙軍制の形成過程」(日本史研究会編『中世の権力と民衆』)。

一、追捕官符

(一) 王朝国家軍制と追捕官符

保延元年(一一三五)四月八日の海賊対策をめぐる陣定の議論は、王朝国家軍制を大観し、その変動の方向をうかがううえで、重要な内容を含んでいる。関白忠通の「近日海賊競発、上下船不通、仍可追討之由、雖給宣旨於国司等、于今不叶、何様可行哉、人々相議可被申」という発議に対し、大宮大夫師頼は「前日、仰国宰、可令国内武勇輩追討之由、宣下已畢者、国司各守制符、下知国武勇士、可令追討也、而未宣旨於施行歟」と述べ、権中納言頭頼は「海賊首所々庄々住人者、被仰本所、被召進由可被仰」と述べ、右大臣宗忠は「備前守忠盛朝臣、檢非違使為義等、可追討由被仰下、何事之在哉」と述べ、結局、「忠盛朝臣且為備前国司可有便宜也、早可追討由被仰下忠盛朝臣可宜」という鳥羽院の意思によって「追討宣旨」が発給された。

右の陣定の論議から、院政期の軍事問題の解決方法として次の三つの方式が存在したことが確認できる。

一、国司に「追討宣旨」を発給して鎮圧する方式。図式的には、太政官↓「追討宣旨」↓国司↓「下知」↓国内武勇輩と示すこと

ができる。かかる軍勢催促方式を国衙軍制と呼ぶことにする。
 二、平忠盛、源為義ら武勇の貴族に「追討宣旨」を給い、彼らを追討使として現地に派遣して鎮圧する方式。源義親追討のさいの「催近境国々兵士、令因幡守正盛追討之由、被下宣旨了」⁽²⁾の記事が示すように、「可追討某国住人凶賊某」の文言をもつ「追討宣旨」を蒙った追討使は、広域諸国に対する軍勢催促権を与えられている。

三、海賊をはたらく「所々庄々住人」を本所に命じて召進させる方式。

以上の三つの方式を図式的に示せば左図のとおりである。

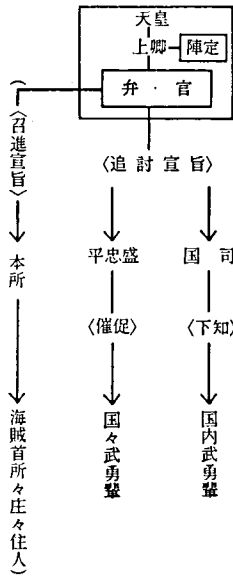


図1 保延元年の海賊対策

このうち、軍制として問題になるのは、第一の「国衙軍制」と第二の「追討使」であり、いずれの場合も、公卿の最高会議である陣定で審議され「追討宣旨」によって軍勢催促と賊徒鎮圧が命ぜられていること、および国衙を通して軍勢催促が行われていることに注目しなければならない。

いまひとつ、この事例から指摘しなければならない重要な問題は、一二世紀段階になると、「于今不叶」、「此事不可叶」⁽⁴⁾の文言が端的に示すように、国衙軍制による鎮圧は有効に機能しなくなり、追討使派遣や本所召進によって軍事問題が解決されるようになっていくことである。この点を院政期における国衙軍制の変質を示す重要な論点として注目したい(後述)。

さて、九一二世紀の期間に、諸国に宛てて「追討」・「追捕」・「捕進」などを命じた官文書(「勅符」・「宣符」・「宣旨」)⁽⁵⁾は、管見の範囲では推定を含め一一〇余例に及び、延喜元年東国乱、承平・天慶の乱、刀伊入寇、平忠常の乱、前九年の役、源義親の乱、治承寿永の乱までの大規模な反乱はもちろん、国府襲撃、国司・国使殺害など当時頻発する一般的な反国衙蜂起を含み、これらの事例を概観しただけで、王朝国家の軍事課題が中央政府の追捕指令によって鎮圧されたことが想定される。

ここで「追討」と「追捕」の文言、「勅符」・「宣符」・「宣旨」の文書形式のちがいに一言ふれておこう。結論的にいえば、この相違は、王朝国家段階においては事態の重大性、緊急性の程度についての中央政府の認定にもとづくきわめて形式的なものである。すなわち、「謀叛以上」の「急速大事」のうち国司が「飛駈申奏」したものは、一般的には「追討勅符」が発せられ、「軽」と判断されたら「官符」が出される。また「解文」で申請した場合、「重」と判断されれば「奉勅官符」、一般的には「上宣官符」で発給される⁽⁶⁾。一一世紀後半を境に、「追捕官符」から「宣旨」に変化する傾

向がうかがえるが、それは、官文書の「官符」から「官旨」への変
化の一般的傾向と符合している。このように形式的に区別しうる
が、その機能・効果に根本的な相違はなかつたとみてよい。そこで
以下、特に区別するの必要のないかぎり、「追捕官符」の呼称に統一
して論をすずめる。

以上、ここでは九一―二世紀を通じて「追捕官符」が政府による
軍勢催促と反乱鎮圧の唯一の合法的根拠であったこと、国衙軍制で
あれ追討使派遣であれ、「国」という行政領域が軍勢催促の単位で
あったことを確認した。王朝国家は、「追捕官符」を通して全国に
対する最高の軍事指揮権を掌握していたのである。

(二) 軍事課題―重犯と「凶党」蜂起―

それでは、「追捕官符」は現実にかなる事態が発生した(と認
定された)場合、発給されたのだろうか。いいかえれば、王朝国家
が直面した軍事課題は何かということである。

「追捕官符」の適用対象に擬せられる犯罪は、法的には「重犯」
と分類される、国家権力を直接侵害する犯罪である。文治元年(一
一八五)源義経に対し後白河院が頼朝追討宣旨を与えたさい、九条
兼実が「被下追討宣旨事者、罪犯八虐、為敵於國家之者、蒙此宣旨
者也」という法理を述べている。「八虐」は「國家権力の侵害こそ
「追捕官符」の適用対象となる犯罪だったのである。しかし、「追
捕官符」の具体例には八虐に含まれない「殺害」が多く検出される。
そこで注目されるのが「重犯」概念である。

承暦三年(一一七九)、源国房との私合戦により、「官旨」による

王朝国家国衙軍制の構造と展開(下向井)

源義家の「追討」をうけた右兵衛尉源重宗は義家に投降したが、
「重犯」であることを理由に禁獄に処せられている。ここに「追捕
官符」の適用対象として「重犯」が登場してくる。ところで、一
〇―一二世紀の期間、地方諸国で、「重犯」が他の一般犯罪(「雑犯」
・「軽犯」と質的に区別されている事例がいくつか確認され、その
犯罪内容は「謀叛(反)」、「殺害」を中心とするものであった。か
かる「重犯」と「軽犯」の区分の基準は、実は律にもとづく赦の適
用基準に窮極の根拠を有すると推定される。長保二年(一一〇〇)
五月一八日の赦の「未断囚人勘文」によれば、左右獄所の囚人のう
ち、「殺害強窃盜咒詛之者」「殺害者二人」を「重」とし、「其外或
嫌疑之輩」、「其外強盜等嫌疑刃傷之輩」を「軽」と分類している。
すなわち「重」は常赦の適用から除外される「犯八虐故殺謀殺強窃
二盜私鑄錢常赦所不免者」に該当する犯罪である。かかる「重犯」
の複雑な内容が、一〇世紀以降の地方社会では、反国衙武装闘争の
活発化のなかで「謀叛(反)」、「殺害」という内容に単純化されてい
ったと考えられよう。そしてこの「重犯」・「軽犯」の区分は、鎌倉
幕府体制下にも継承され、「重大」犯「検断権は幕府―守護が独占
し、「軽雑」犯(「盜犯放火」、「人拘引」など)は国司―検非違所
の権限としてとどめられたのである。すなわち、幕府の全国重犯検
断権は、「追捕官符」に象徴される王朝国家の全国重犯検断権を継
承したものである。

次に、「重犯」と認定される犯罪は、現実にはいかなる事態であ
り、かかる犯罪を展開する武装勢力はいかなる性格を有するものか

を検討してみよう。「追捕官符」の適用対象に擬せられる武装勢力は、実例によれば、「寇賊」、「凶賊」、「凶党」と表現されているが、ここでは「凶党」蜂起と概念化することにする。⁽¹⁴⁾

「凶党」蜂起は、(一)新羅海賊、刀伊の入寇などの外敵の侵入、(二)国府襲撃・虜掠、正倉の放火・略奪など国衙機構に対する侵害、(三)国司殺害、国使殺害など、国衙の権力行使に対する武力抵抗、(四)中央官人の殺害、その他広汎にわたるが、王朝国家が軍事的に対決してなければならなかった中心課題は、(一)・(二)の国衙権力に対する集団的武装蜂起である。それは該期の国衙支配の特質と深くかわっている。そこで、かかる反国衙武装蜂起の典型的なケースであり、しかも発生から鎮圧までの検断手続の全貌をも窺いうる長保元年（九九）の大和国城下東郷早米使殺害事件を素材にして、「凶党」蜂起の実態を究明してみたい。

長保元年八月に発生したこの事件は、左衛門権佐藤原宣孝領田中庄庄預文春正なる人物を首謀者とし、前法隆寺別当仁階大法師領所丹波庄、興福寺僧明空法師領所紀伊殿庄の三箇庄の「凶党数、十人」が共謀して城下東郷早米使藤原良信を「殺害」し、隨身物を「強盗」したというものである。「凶党数十人」の構成は、国解の犯人交名に登場する氏名から判断するなら、王臣家人、衙府舍人、僧侶らであった。彼らは、本主や本司の保護と身分的特権を背景に、国衙支配から相対的に自立した存在であり、国衙権力の国務執行においてもっとも手をやく存在であった。寛平ノ延喜年間の国衙権力強化政策以来、前期王朝国家体制の期間、一貫して地方在住の王臣家人、

衙府舍人、僧侶の身分的特権の制限と国衙の行政支配への包摂の努力が継続されているが、それは、国衙と彼らとの緊密関係が不断に再生産されていたことを意味している。

前期王朝国家段階の国衙権力は、中央政府から行政上の大幅な裁量権を委譲されていた。そして国司官長のもとで、検田・収納などの国務は、国司郎等・在庁官人らが国使（検田使・収納使）として郡郷に派遣され、国使が郡司刀称を指揮して執行するのであるが、国司権力を背景とする国使の不当な国務執行（新開田）の不当な登録、加徴（収公）に対して、しばしば本主・本司の権威のもとに在地勢力が結集して対捍し、それがさらにエスカレートして国使殺害から国郡衙襲撃、国司殺害へと発展していくのである。「凶党」蜂起は国務対捍の延長上にあつたといえよう。したがって、前期王朝国家段階の強力な国衙支配のもとでは、国務執行と在地勢力との対抗関係のなかで、「凶党」蜂起は不断に発生する可能性を有するものであり、決して偶然的な事象ではなかつたのである。

この「凶党」蜂起の組織上の特色は、つねに同盟関係にあるとはかぎらない在地諸勢力が、国務対捍という共通目的のもとに一時的に結束した組織であり、永続的な反権力組織としての性格を欠いていたということである。早米使を殺害した「凶党数十人」が目的達成後ただちに解散し、京や興福寺の本主のアジールのもとに避難していることは、それが強固な組織でないことを示している。彼らは本主の保護下で探索をまぬがれているうちに、あるいは召進下獄されたとしても、非常赦にあえばその適用をうけ「会赦原免之輩」と

いうことになるのである。「凶党」蜂起が必ずしも在地勢力の絶望的な反抗ではなかったことを物語る。

以上のような、在地諸勢力の国務対捍に基礎をおく反国衙武装闘争が「凶党」蜂起であり、これが王朝国家とりわけ前期王朝国家段階の国家権力が対決をせまられた固有の軍事課題だったのである。延喜元年東国の乱、承平天慶の乱、平忠常の乱など前期王朝国家段階の大規模反乱も、窮極的には右に述べたような性格の蜂起を基盤としていた。

(4) 追捕官符の効果

それでは「追捕官符」は右の如き「凶党」蜂起の鎮圧に対していかに機能し、いかなる効果を発揮したのか。いいかえれば、「追捕官符」を発給することによって中央政府は国司(または追討使)にいかなる権限を委譲したのか。それはひとことでいえば軍事指揮権ということになるが、その具体的内容を一つ一つたしかめてみよう。

㊦、犯人の検断上の身分特権の剝奪。「凶党」勢力は前記したように、王臣家人、衛府舍人、僧侶、五位之徒、神人などの特権的身分を中核分子とするが、彼らは通常、(一)家宅搜索をうけない、(二)拷尋免除、(三)本主のアジール、⁽¹⁸⁾などの検断上の特権をもち、国司の通常の行政権の範囲では容易に「追捕」「勘札」しえない存在である。「追捕官符」はこれらの特権を消滅させる効果がある。「帥卿并光清、守宣、旨、追捕悪僧、頗不可及過愈欺、⁽¹⁹⁾」という記事は、「追捕官符」の効果のこの側面をよく示している。

王朝国家国衙軍制の構造と展開(下向井)

㊧、抵抗を除去するため、殺害を含む実力行使の公認。嘉保二年(一〇九五)、美濃国の庄園沙汰を行う悪僧の一人を「宣旨」にもとづいて射殺したことで源義綱の流罪を要求した天台大衆に、政府は「雖然依宣旨追捕之間、為流矢被射殺、義綱朝臣更無過意」という判断を下した。⁽²¹⁾「追捕官符」にもとづく殺害は、天台大衆の噓訴をもってしても撤回しえないのである。

㊨、「凶党」集団の鎮圧に必要なだけの軍勢催促権の委譲。「追捕官符」には、しばしば「差発人夫(兵)」、「徴發諸国兵士」、「下知国内武勇士」などの発兵文言がみえる。後述するように律令制では国司の通常の行政権には発兵権はなく、擅興律擅發兵条によって嚴格に規制されており、発兵には「契勅」(「追捕勅符」)を必要とした。この原則が「追捕官符」の形式で王朝国家にも継承されたのである。国衙の軍勢催促権の唯一の合法的根拠は「追捕官符」にあったのである。

㊩、出陣した武勇輩の軍事勤務に対する代償として恩賞の給与を約束する。「蒙追捕宣旨、必可有勳賞」という法理が右の原則をよく示している。逆に「追捕官符」のない場合勳功賞は給与されず、かえって「私合戦」と認定され処分の対象にすらなる。『奥州後三年記』の「官符を給はらば勳賞をこなはるべし。仍て官符なるべからざるよしさだまりぬと聞て、首を道に捨て、むなしく京へのほりにけり」の記事がその点を如実に物語っている。「追捕官符」にもとづく軍勢催促に対し、国内武勇輩が積極的に参加する秘密は、「追捕官符」の約束する勳功賞にあったのである。

その他、「追捕官符」によって、犯人の所領没収、軍糧支給などが指令されるが、これらの点については詳論しない。

以上から、国衙の重犯検断権、軍勢催促権が、通常の国衙権力にもとづくものではなく、「追捕官符」によって一時的に委譲される権限であったこと、「追捕官符」だけが国衙の重犯検断、軍勢催促の唯一の合法的根拠であったことがあきらかになったと思う。「発私軍兵之輩、公家重所被禁遏也」の法理は、王朝国家段階でも厳然と生きつづけており、「追捕官符」にもとづかない国司の「発向軍兵」は「私合戦」とみなされるのである。

- 註(1) 『中右記』保延元年四月八日条。『長秋記』同日条。
 (2) 『中右記』天仁元年正月廿九日条。
 (3) 『玉葉』治承三年七月廿八日条。
 (4) 『長秋記』保延元年三月十四日条。
 (5) 大会当日配布したレジューメの表「九一二世紀の『追捕官符』」参照。本表の分析を基礎にした別稿を予定している。
 (6) 獄令告密条、『北山抄』第四、第七。
 (7) 富田正弘「口宣・口宣案の成立と変遷」『古文書研究』一四。また曾我良成氏は一九八〇年広島大学大学院に提出した修士論文で、この問題について詳論している。
 (8) 『玉葉』文治元年十月十七日条。
 (9) 『為房卿記』承暦三年八月十七日条、九月十九日条。
 (10) たとえば『平安遺文』二一四三六号、同三一六八二号。

- (11) 『平安遺文』五二〇四三号、同五二二二三号。
 (12) 『権記』長保二年五月十八日条。
 (13) 佐藤進一編『中世法制史料集第一卷 鎌倉幕府法』第二部 追加法第三卷、同第三一条。
 (14) 「凶党」蜂起概念は、研究史的には河音能平氏の「同類」（同氏『中世封建制成立史論』第一章第一節）、戸田芳実氏の「党（党類）」（『国衙軍制の形成過程』『中世の権力と民衆』所収）を継承しているが、日常的な共同組織とは嚴格に區別し、あくまで蜂起した反権力武装組織に限定して用いる。
 (15) 『平安遺文』二一三八五号。
 (16) 『類聚三代格』寛平六年十一月卅日官符、同七年九月廿七日官符、『意見十二箇条』（『古代政治社会思想』日本思想大系8）、『法曹至要抄』第三十一条所収長徳元年九月十三日宣旨（『群書類従』卷第七十六）、『政事要略』天暦元年閏七月十六日官宣旨、など。
 (17) 『小右記』長徳二年二月五日条など。
 (18) 『法曹至要抄』第六十条（『群書類従』卷第七十六）。
 (19) 『平安遺文』二一七九五号など。
 (20) 『中右記』長治二年十月卅日条。
 (21) 『中右記』嘉保二年十月廿三日条。
 (22) 『中右記』天仁元年正月十九日条。
 (23) 『群書類従』卷第三百六十九。
 (24) 『平安遺文』四一一二七号。

二、重犯検断

王朝国家体制下、軍事問題はつねに「重犯」(＝犯罪)鎮圧という性格をおびていた。したがって軍事と刑事手続＝検断はわがちがたく結びついていたのであり、軍制は検断を実現するために組織された物理的手段であったといつてよい。そこでまず、軍事的鎮圧の対象とされる「重犯」＝「凶党」蜂起の発生から鎮圧までの検断手続を明確にしておかなければならない。前記長保元年(九九九)大和国早米使殺害事件の大和国解は、国衙段階の重犯検断手続のほぼ全容を知りうる貴重な史料であり、以下この国解を素材に検討を加えていく。

(一) 検断の端緒―郡解・国解・「追捕官符」

犯罪発生の事実、「管城下郡解」によって国衙に言上されている。国衙による検断は、「郡解」を端緒として開始されるのである。「郡解」には、訴の提起に不可欠の、事件内容を発生後ときを移さず克明に筆録した「事発日記」が副進されていたはずである。「郡解」を端緒に検断手続がはじまることは、「郡」の行政上の機能(郡司刀祢によって維持される)が一〇世紀以降もなお健在であったことを意味している。

「郡解」によって事件を知った国司は、ただちに「国解」で事態を太政官に言上し、「追捕勘札官符」を蒙っている。その間わずか一日という迅速さは、公式令受事条の「軍機急速」規定によるものだろう。太政官ではおそらく緊急の陣定が召集され審議されたはず

王朝国家国衙軍制の構造と展開(下向井)

である。「追捕官符」の給付をうけ、広汎な権限を授けられた国司は、すぐさま「官人追捕使」を率いて「事発所」＝現場にむかい、「勘札」を行って犯罪事実を確認し、犯人四人の「追捕」に成功している。国司の指揮のもとで行われる重犯検断が、「勘札」と「追捕」の二つのプロセスからなり、それぞれ「官人」と「追捕使」という検断機関によって担当されていたことに注目しよう。

(二) 勘札―検非違所と郡司刀祢

「勘札」は、犯罪の捜査、取調べと、それによる犯罪事実の確認であり、臨地検証、証拠収集、犯人尋問、証人からの事情聴取などを含む。「着事発所、勘札之處、犯状掲焉、適捕得件犯人等、即加糺決、已無所避、伏弁過契了」の文言は、かかる「勘札」の内容と実態を簡潔に表現している。そして「勘札」の結果明らかになった犯罪内容と「勘札」の作業はすべて調書に筆録される。大和国解には「調度文書四通」として「城下郡司刀祢等申詞記」、「死人藤原良信従者阿閉安高申詞記」、「勘問犯人秦清正、丈部有光、僧寿運、橋美柿丸等日記」、「犯人同有光等四人承伏過状(＝自白書)」等がみえ、国解の事実書の部分ではこれらを「勘札日記」と総称している。国解に副進されるこれら「勘札日記」は、太政官での罪名定とその前提作業としての明法家勘注におけるもっとも重要な証拠資料として利用されたのである。

国司の指揮下で右の如き「勘札」を担当した国衙機関は、前記「官人追捕使」のうちの「官人」すなわち在庁官人である。一〇世紀以降の国衙行政は、田所・税所・公文所などの専門諸分課(所)

よって分掌され、各分課は目代・別当・(惣)判官代・書生・下部などの職員¹¹に在庁官人で構成されていた。国衙の重犯検断の「勘札」事務を専掌したのは、かかる在庁分課の一つ検非違所であった。

三善清行の『意見十二箇条』から、「境内之姦濫」を糺し「民間之凶邪」を禁ずることを任務とする国検非違使が、「決断」を適法に行うため「法律」を「明習」していることを要求され、中央の「判事」にも擬せられる存在としてとらえられていることがわかる。国検非違使の任務を継承する検非違所は、たんに追捕を担当する実力機関ではなく、それ以上に主要な任務は「決断」・「断罪」のための法律手続、すなわち「勘札」だったのである。このことは、国検非違使関係の史料に登場する職掌を表す文言を通覧することによっても確認できる。すなわち、「召糺諸国宮人愁」「弁糺於盗犯」⁽⁴⁾、「糺察追捕」⁽⁵⁾、「訴訟」「糺犯罪之人」⁽⁶⁾、「糺断」「檢正非違」⁽⁷⁾、「糺部内違濫」⁽⁷⁾、「追捕糺察」などと記されており、追捕とともに「勘札」が重要な任務だったことが判明する。次項で述べる押領使・追捕使が、「凶党」追捕だけを任務とする軍事指揮官であったのと対照的である。

なお、「差遣国使於賊地、可令勘札」⁽⁸⁾、「故太皇太后宮御領大和国野辺園屋一字納稻相共、去年閏三月十日夜焼亡、爰国使并郡司刀称立日記之処、木上正行有事疑之由注載日記已了」⁽⁹⁾などの記事から、「事発処」での「勘札」は、派遣された国使が所管の郡司刀称を指揮して行い「日記」を作成していたことがわかる。「勘札」のために派遣される国使は、検非違所の官人だったにちがいない。

以上、国衙の重犯検断手続のうちの「勘札」について検討した。国司の指揮にしたがい、「事発所」で郡司刀称を率いて臨地検証を行い、捕得した犯人を勘問し「勘札日記」を作成するという一連の「勘札」事務を担当する検断機関が検非違所であったことが明らかになったと思う。

(三) 追捕—諸国追捕使

大和国守源孝道は、「追捕官符」を蒙るやただちに「官人追捕使」を率いて「事発所」に急行し、「凶党数十人」のうち四人の捕得に成功している。「凶党数十人」の武装集団を破砕するためには、かなり強力で大規模な軍事力を必要とすることはいうまでもない。

「国解」では、国守源孝道が「追捕」を直接指揮しているようであるが、それは彼が経基王の女を母とし源満仲を養父とする武勇の国守だったからで、文人系の国司の場合直接指揮することはなかった。通常、「凶党」追捕は、「国解」に官人とともにみえる「追捕使」を指揮官として行われた。

諸国追捕使の「凶党」追捕における武力構成をもっとも具体的に伝えるのは、早米使殺害事件の半世紀の後、天喜四年（一〇五六）四月同じく大和国東大寺境内で起った殺害事件である。そのときの犯人山村国正追捕の武力は「甲冑蘭箆等を着え、弓箭刀鉾を帯え、騎兵歩兵等七八十人許出来天……」⁽¹⁰⁾というものであるが、この「甲冑」に身をかため「弓箭」を帯した「騎兵歩兵七八十人」の指揮官は、『東大寺別当次第』によれば大和国追捕使源宗佐であった。この記事は、事件発生を報告する「事発日記」であり、意図的な誇張が

あるにしてもほぼ武力構成を忠実に伝えてみるとよからう。すなわち、諸国追捕使は、完全武装した歩騎七八十人も武装集団を指揮して「凶党」勢力を破砕する軍事指揮官だったのである。

追捕使に類似したものに押領使がある。両者は、「諸国追捕使（畿内、或奉勘責、外国以圖、解申官賜官符、押領使同之）」にみえるように、ともに「国解」によって国司が推挙し、「官符」で任命を許可されることになっており、補任形式は同じである。また「若有凶党之輩、且追捕、且以言上」(15)（押領使、「追捕部内凶党事」）（追捕使）の文言が示すように、両者の任務は「凶党」追捕という点で一致している。このように、押領使と追捕使は（一）補任形式、（二）権限というもとも基本的な点で同じであり、同一性格の機関であったことが確認される。両者は同一の国に併置されることなく、配置地域を異にしている。押領使は東国および山陰・西海道諸国に配置され、追捕使は畿内近国に配置される傾向がある（山陽・南海両道諸国は国によって異なる⁽¹⁷⁾）。この傾向は、国衙軍制の地域的特質と成立事情をうかがううえで興味深いが、ここでは両者をとくに区別する必要のないかぎり、諸国追捕使の概念で総称することにする。

さて、諸国追捕使は一国単位の公的「凶党」追捕機関であるが、「凶党」とは前記の如く「追捕官符」の適用対象に擬せられる反国家武装蜂起である。この事実を、諸国追捕使の権限内容を追捕権一般としてではなく、より厳密に限定して理解しなければならぬことを示唆している。すなわち、諸国追捕使の追捕権は、「重犯」（「凶党」蜂起に限定され、「追捕官符」を蒙った国司の下知によ

てのみ発動されたのみなざねばならない。一国単位の軍事指揮官たる諸国追捕使といえども、国衙権力からはなれて独断で武力行使しうるものではなく、その合法的追捕権は、「追捕官符」にのみ由来するものであり、太政官―国司という王朝国家の権力機構に全面的に規制されていたのである。そして諸国追捕使の権限は、重犯検断権のうちあくまで「追捕」権だけであり、「勘札」権を含むものではなかった。この権限の限界を強調しておきたい。(16)

以上のような一国単位の公的「凶党」追捕機関たる諸国追捕使は、一〇―一二世紀の王朝国家体制の全期間を通じて全国に配置され、王朝国家の全国支配を実現するための軍事的基盤となったのである。諸国追捕使には、その国の有力武勇輩が選任され、やがてその地位の世襲化とともに一国内の武勇輩との間に主従的結合を強め、一国棟梁へと成長していく。そして鎌倉幕府守護体制は、かかる諸国追捕使の権限を奪取、継承したものである。

（例）言 上

国衙での検断手続が完了すると、国司は捕得した犯人の身柄（斬首した場合、その首級）と検非違所が作成した「勘札日記」とを、国解とともに太政官に上申する。上申をうけた太政官では、明法博士に「勘札日記」その他の資料を勘注させ、明法博士が勘申した「明法勘文」にもつき陸定（（罪名定））(19)を行い、その判決にもとづいて使庁の手で刑の執行が行われた。

本章で述べた国衙を中心とした重犯検断手続を図式的に示せば、左図のごとくである。

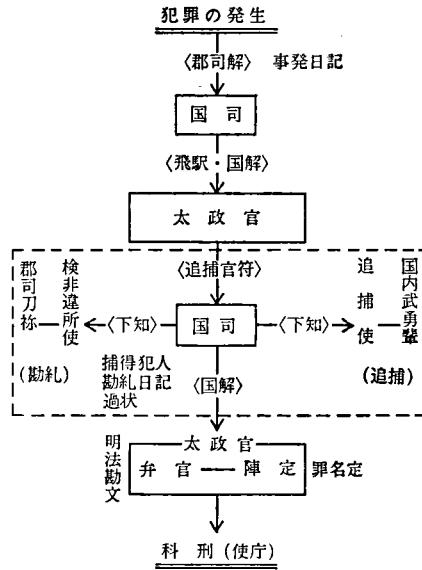


図2 重犯検断手続

以上、本章では国衙段階での重犯検断手続について、犯罪の発生、捜査、犯罪の鎮圧から刑の執行までの一連のプロセスを順を追って論じてきた。「追捕官符」を通して「追捕」と「勘札」を国衙に指令し、国衙の言上によって罪名定を行い刑を執行する中央政府は、全国的規模での重犯検断権を窮極において独占していた。そして一國単位で重犯検断を執行する国衙内部では、国司の指揮下で検非違所―郡司刀祿が「勘札」を分掌し、諸国追捕使が「追捕」を担当したのである。国衙軍制とは、かかる検断過程の「追捕」を分掌する諸国追捕使を指揮官とする軍事力の組織法をあらわす概念である。

国衙軍制は、検断手続から独立して存在するものではなく、重犯検断を実現するための物理的手段だったのである。

- 註(1) 瀧川政次郎「事発日記と問注状―序例における証拠法の発達―」『律令諸制及び令外官の研究』所収。「事発日記」は、訴の事実を立証するための証拠文書として訴状に添附されたようである。
- (2) 竹内理三「在庁官人の武士化」『律令制と貴族政權』第Ⅱ部。
- (3) 『古代政治社会思想』日本思想大系8。
- (4) 『平安遺文』九―四四九号。
- (5) 『類聚三代格』寛平六年九月十八日官符。
- (6) 『類聚三代格』寛平六年十二月廿二日官符。
- (7) 『別聚符宣抄』天慶九年三月十三日官符。
- (8) 『別聚符宣抄』天曆三年正月廿一日近江国解。
- (9) 『日本紀略』天曆元年二月十八日条。
- (10) 『平安遺文』一〇―補七号。
- (11) 『尊卑分脉』第三篇、清和源氏の項。
- (12) 『平安遺文』三―七七七号。
- (13) 『群書類従』卷第五十六。大和国追捕使源宗佐は、抽稿「王朝国家国衙軍制の成立」『史学研究』一四四の諸国追捕使表に掲げておいたが、その後、広島大学大学院市田弘昭氏から、註(12)の殺害事件と『東大寺別当次第』の記事の関

連について御教示をえた。

(14) 『西宮記』(卷十三) 諸宣言。

(15) 『朝野群載』(卷廿二諸国雜事上) 天曆四年二月廿日下総守藤原有行申文。

(16) 『朝野群載』(卷廿二諸国雜事上) 天曆十年六月十三日官符。

(17) 拙稿註(13)論文参照。

(18) 拙稿「書評井上瀧郎著『平安時代軍事制度の研究』」(『史学雑誌』九〇—一)。

(19) とりあえず『小右記』長保元年十二月十四日、十六日、廿五日条、『権記』長保元年十二月十三日、十四日、廿五日条などにみえる平維衡・同致頼の私合戦、美濃守源為憲の罪名定。

三、軍勢催促

(一) 国内武勇輩

「追捕官符」にもとづいて出動する諸国追捕使を指揮官とする「騎兵歩兵七八十人」という武装集団は、いかなる性格の武力であり、どのように組織されたのだろうか。

「追捕官符」にはしばしば「差発人兵」、「徵発諸国兵士」、「下知国武勇士」などの文言が含まれ、「追捕官符」は発兵権⁽¹⁾軍勢催促権を委ねるのである。「追捕官符」にもとづく軍勢催促は、「応国内浪人不論高家雑人差発軍役事」の記事から明らかのように、国内

王朝国家国衙軍制の構造と展開(下向井)

(土人)浪人に対する「軍役」賦課という形式で行われた。国衙の軍勢催促に対し、「軍役」を奉仕する権利と義務を有する名譽の戦士(史料上に「堪武勇輩」「武勇人」などとして登場)を「国内武勇輩」と呼ぶことにする。国内武勇輩は、通常国司郎等、在庁官人、郡郷司、王臣家人など政治的地位はさまざまであり、地縁・血縁的關係にもとづく同盟と敵対、国衙行政⁽²⁾国務執行をめぐる抑圧と反抗など、複雑な利害状況のなかにあるが、戦時においては平時の利害状況とは直接かわりない原理で、特殊な「公役」として「軍役」を動仕しなければならぬのである。かかる国内武勇輩の戦士としての性格を石井進氏の研究をふまえて特徴づければ、(一)国司の認定による武装特権(大鎧・弓箭・彎刀・騎馬)、(二)武芸の練磨のための狩獵特権(国衙進止下の山野を狩庭として一時占定し、周辺百姓を勢子として徵用する権利を含む)、(三)国司主権の大狩への参加、(四)一宮などの国内神事における軍事的儀式への参加、などをあげることができる。⁽³⁾

右の如き国内武勇輩の家系は、一〇世紀末—一世紀前半には、「松影定雖武者子孫、専不繼其業」⁽⁴⁾、「範基好武芸、万人所不許、内外共非武者種胤」⁽⁵⁾の記事にみえるように、ほぼ固定する傾向にあり、「今昔物語集」に散見される「家ヲ継ギタル兵」、「兵ノ家」は国衙段階でも形成されていたと考えられる。平安末期の地方有力武勇輩の多くは、寛平⁽⁶⁾延喜の「東国乱」から承平・天慶の乱までの半世紀間の「凶党」鎮圧過程で輝かしい勲功をあげた人々を祖とあおいでおり、一〇世紀前半の「凶党」鎮圧過程で、国衙軍制とも

に国内武勇輩の家系（兵ノ家）も実質的に形成されていったのである。さらにまた彎刀・弓箭・騎馬という武装形態、名乗りと一騎打ちを特徴とする戦闘法もちょうどこの時期に確立したものであり、一〇世紀前半には軍制史上の中世的要素の原型が登場したのである。

（二）交名注進

国衙が国内武勇輩に「軍役」を含む公役を勤仕させる場合、あらかじめ勤仕に堪える人々を郡司に注進させたい。直接このことを立証することは困難であるが、国衙段階の軍勢催促の実態を直接知りうる史料が皆無である以上、二、三の間接的徴憑で満足せざるをえない。

天慶三年（九四〇）正月、政府は将門・純友の京都侵攻に備えて宮城十四門に兵士を配備して警戒を厳にしたが、その前提作業として「所々」に「兵士交名」を注進させていることに注目したい。かかる軍勢催促の前提としての「交名注進」は国衙の軍勢催促の場合にもあてはまるとみてよからう。

この推定にある程度の根拠を与えてくれるのが、山城国賀茂祭騎兵役の賦課形式である。寛平九年（八九八）四月十日官符⁷⁷に引かれた山城国解には「管八箇郡司解僦、件祭騎兵、土浪人塘事者、差進既畢、而寄事高家不順国仰、若不言上恐有後責、仍注拒捍人交名申送者、国檢案内、承引之輩不及廿人」とみえ、国司は賀茂祭に必要な騎兵を調達するために、郡司に命じて「土浪人塘事者」を選択・差進させ、郡司はさらに「拒捍人」「承引之輩」の「交名」を注進して

いる。また、一〇世紀末頃の成立と考えられる『高山寺本古往来』の一節によれば、「武者子孫」松影が代々運米押領使として「公事」を勤仕しているとの「郡司書生」の「伝言」によって押領使に選定され、「税所判官代」から通達をうけている。武勇輩に対する公事賦課（官米押領使）が「郡司」の「伝言」にもとづいている点に注意したい。さらに、平安末期の寿永二年（一一八三）、北陸道への追討使派遣のため平氏は諸国庄公に対して兵士・兵糧米を賦課したが、催促に先立ち「天山・和東兩袖兵士事、可令注進交名之由、早可令下知給候旨候也」とあるように、荘園公領制の確立にとまないう庄公を単位に「交名注進」を命じている。国衙領では「今兩年之上郡并当郷兵士被催召事、全非能季之申行、被宛催國內一同之間、当郡通能季之在郡也、可加共催之由、一旦懸被仰下……」の記事から、郡単位に実施されたことが推定される。

以上、九世紀末～一二世紀を通じて、国内一同の大規模催促からごく小規模の場合まで、軍勢催促の前提作業として、催促に先立ち国一郡行政機構を通じて国内武勇輩「交名」を注進させたことを推定してみた。

（三）廻文

「追捕官符」によって「凶党」追捕を命ぜられた国衙は、国一郡を通じて注進させた国内武勇輩交名にもとづいて催促するのであるが、そこでは「廻文」がかわれた。複数の宛名人に順次回覧して特定の役を勤仕させるための文書形式である「廻文」は、『日葡辞書』に「戦争の準備をするより領主が臣下に書く手紙」と解説され

ているように、中世社会を通じて軍勢催促の一般的形式だった。

治承・寿永の内乱期の「廻文」の実例に『雑筆要集』所収の「追討使源朝臣廻文」があるが、その形式を一般化して述べれば、廻文は最初に一団単位の催促すべき武勇輩の交名が列記され、次いで合戦予定地、集合日時、指揮官、集合場所が記され、さらに勲功者に対する恩賞の約束と不参者に対する処罰が記されるといふものである。同じく内乱期の例であるが、『平家物語』(巻六「廻文」)に、

「兼遠『まづめぐらし文候べし』とて、信濃国には、ねの井の小野太、海野の行親をかたらうに、そむく事なし、是をはじめて、信濃一、国の兵もの共、なびかぬ草木もなかりけり、同じ巻八「宿禰」に「頼経朝臣(『豊後国知行国主藤原頼資代官』)是(『平家追討』)を当国の住人、緒方三郎維義に下知す、……(維義)国司の仰を、院宣と号して、九州二島にめぐらしふみをしければ、しかるべき兵ども維義に随ひつく」という一節がある。この二例から、平安末期の一団単位の軍勢催促が「廻文」によって行われていること、院(院宣)↓国司(下知)↓一団棟梁的武勇輩(廻文)↓「しかるべき兵ども」という形式で軍勢催促が行われていたことが確認される。

「廻文」による軍勢催促の実例は、内乱期にしか見出すことはできないが、「廻文」そのものは古くから多数の人に特定の役を動仕させるために利用されており、『平家物語』巻八「緒禰」における緒方三郎の軍勢催促形式は、「追捕官符」にもとづく軍勢催促一般、具体的には前節でみた一〇・一一世紀における諸国追捕使による「騎

王朝国家国衙軍制の構造と展開(下向井)

兵歩兵七八十人」の催促の場合にも妥当すると考えたい。すなわち、「追捕官符」を蒙った国司は、あらかじめ郡司を通じて注進させた、国内武勇輩「交名」を諸国追捕使に伝え、「追捕」を下知された諸国追捕使は「交名」にもとづき「廻文」を発して国内武勇輩を催促し、「凶党」を鎮圧したのである。

以上述べてきた「追捕官符」にもとづく国衙(およびそれを基盤とする追捕使)の軍勢催促方式を図解すれば左図の如くである。

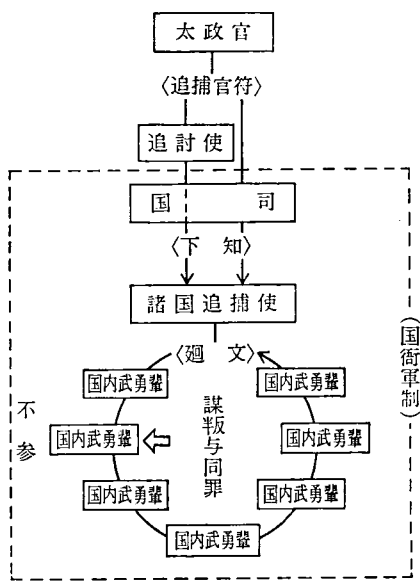


図3 軍勢催促手続

「追捕官符」の実例にみえる「差発国兵」、「徵発諸国兵士」、「下知国武勇士」という抽象的表現の背後に想定される具体的催促方式は、典型的にはおおよそ右の如き形式だったのである。

(四) 謀叛と同罪

国内武勇輩は、国衙から(一)武装特権、(二)狩獵特権、(三)神事奉仕特権など、「武勇輩」としての地位を保證されており、それが特殊な公事としての「軍役」奉仕義務の、一般的根拠であったが、具体的な事態において国衙が国内武勇輩を現実に催促しえた根拠は、軍事指揮権そのもののなかに存在していたと考えなければならぬ。

その一つが、謀叛と同罪である。前記「追討使源朝臣廻文」には「若有不参之輩者、即处于謀叛与力衆、不日可被寄罰者也」という、「不参之輩」に対する罪科文言が明記されている。「廻文」で出陣を命ぜられた国内武勇輩は、「廻文」の交名の下に「奉」、「不参」を記入し、参動するか否かの意思をはっきりと表明しなければならず、理由なき不参之輩は「謀叛与力衆」として蔽罰に処せられるのである。

軍勢催促とは全く無関係であるが、天曆元年（九九九）一二月二〇日、「廻文」で荷前使として催促されながら理由なく参動しなかつた侍従・散位らが、官位を解却されて¹¹いる。「廻文」による雑役催促に対する不参之輩に処罰が加えられたことを窺うことができ、強力な命令と厳格な服従によってのみ支えられる軍勢催促において、不参之輩に対して全く制裁がなかったとは考えられない。「追捕官符」を蒙った国衙諸国追捕使の軍勢催促においても、不参之輩に対する制裁を想定することは不可能ではあるまい（実効性は個々のケースでさまざまであろう）。国内武勇輩は、従前どおり自己の所職、所領を保持しつづけたければ、個人的利害状況とは

無関係に、国衙の軍勢催促に応じなければならなかったのである。

(四) 勲功賞

国内武勇輩が個人的利害状況と直接関わりのない原理で、積極的に国衙の軍勢催促に応じたもう一つの根拠は、勲功賞給与の約束であった。

第一章で述べたように、「追捕官符」には必ず勲功賞が約束されており、逆に「追捕官符」にもつづかない「私合戦」は勲功賞が給与されないばかりか、擅興律により厳しく禁断されていた。天慶三年（九四〇）正月の平将門追討官符から、王朝国家体制下における勲功賞の性格を特徴づけると、(一)国衙を媒介として太政官が各国内武勇輩に約束し給与する、(二)勲功内容の程度に応じて給与する恩賞の高低は決定される、(三)恩賞には官爵と田地之賞とがある、などの諸点を指摘できる。かかる勲功賞の性格は、「追捕官符」が実効性を保ちつづけた一〇～一二世紀の王朝国家体制の全期間を通じて、基本的に妥当するものである。それは一面では律令制の臨時特授を継承したものであるとともに、とくに「田地之賞」の系列は鎌倉幕府体制下の勲功賞¹²謀叛人所帶跡給与の前提をなすものである。

ところで、国内武勇輩が勲功賞を請求する手続の全容をもっとも明快に伝えるのは、寛仁三年（一一一九）六月二九日、刀伊岐撃退の結果を報じた大宰府解文の「勲功者交名注文」¹³である。その一部を紹介すれば、

筑前国志麻郡住人文屋忠光……「賊徒初来志麻郡之日、与所差遣兵士合戦之間、中忠光矢者多、又斬賊徒之首進上、并進役戎具等」

・同因怡土郡住人多治久明……「賊徒到来之間、於当郡青木村南山
辺相戦、賊徒合戦、射取賊一人、斬其首進府」

のように、勲功者一人一人についてその「状跡」が記載されている。すなわち勲功者注文には推挙をうけた各勲功者について、合戦場所・日時・軍忠を尽した状況・射殺人数・分捕った首級・生獲り人数・鹵獲武器雑物などの戦果が記されていたのである。

かかる勲功者注文を作成するためには、合戦に参加した各武勇輩が自己の軍忠を尽した状況と戦果を詳細にわたって大宰府に申告するという手続が必要である。「斬賊徒之首進上、并進、彼戎具等」、「射取賊一人、斬進府」、「生捕進一人」などの文言から、各武勇輩は、首級・生捕・鹵獲物件等を大宰府に進上して実検をうけていることがわかる。

合戦に参加した武勇輩は、首級など具体的戦果だけでなく、それとともに戦況を克明に記した「合戦日記」を大宰府に提出したと考えられる。天慶四年（九四一）一月、「凶賊」桑原生行を斬首したことを豊後国に告げた追討使源経基下文の「賊徒今月六日襲来当国海部郡佐伯院、爰始従申時、至于西剋、合戦之間、生獲件生行并撃殺賊徒、及討取馬船絹綿戎具雑物之由、以同七日、相副合戦日記、進送大宰府已了」という一節から、「合戦日記」には、合戦場所・日時・時剋・軍忠を尽した状況・戦果内容が具体的に（あるいは誇張して）記載されていたと思われる。刀伊賊を撃退した勲功者たちも「合戦日記」を副えて大宰府に進上したと思われる。

右の大宰府の例は、基本的には諸国の場合にも妥当すると考えて

王朝国家国衙軍制の構造と展開（下向井）

よい。たとえば、天慶四年（九四一）、備前から但馬へとひそかに逃れた「凶賊」藤原文元ら一行を斬首した但馬国住人賀茂貞行は、ただちに首級とともに「注事由言上於当国」し、「国解」を出してもらっている⁽¹⁵⁾。貞行が「事由」を「注」したもののこそ、「合戦日記」にほかならず、それには文元兄弟の斬首にいたる具体的経過、貞行の知謀と計略、そして彼の奮戦ぶりが克明に誇張して記載されていた。

以上の叙述から、「追捕官符」にもとづく国衙の軍勢催促に参加した各武勇輩は、自己の戦果（首級・捕虜・鹵獲物）と戦況を注した「合戦日記」を国衙に提出し、国衙では提出された戦果と「合戦日記」の記載を「実検」して勲功を認定し、「国解」で勲功者を注進したと結論づけることができるだろう。国内武勇輩の勲功申請は、諸国追捕使の指揮下にある場合、追捕使を通して行われたと推定される。

「国解」と「勲功者注文」をうけた太政官は、陣定を召集して勲功の審査を行い、勲功の程度に応じて臨時除目、臨時叙位のかたちで、官職・位階を給与する。勲功賞の実例をみると、国守や五位以上の勲賞が圧倒的に多いが、それは「魁首」を斬首した最高の勲功者や最高指揮官の勲賞だけが記録の上にとどめられているからである。一般の国内武勇輩の勲功は任用国司に任せられる程度であり、前九年の役の場合⁽¹⁶⁾、「源頼義朝臣越二階任伊予守、加之子息等及従類蒙 恩賞之者廿本也」とあるように二〇人が勲賞に預っているが、従類の一人物部長依は「討俘囚賞」として陸奥大隊に任せられている。

る（『除目大成抄』）。

なお、「謀叛」・「殺害」など「重犯」者の私領・所職は国衙によって収公され、また私領主権・在庁所職は国司によって給与されるのが原則であるから、実例を徴することは困難であるにしても、「凶党」の構成員から「収公」した私領・庄公所職は、国司によって追捕に勲功を尽した武勇輩に給与されたと推定することは十分可能である。一つだけ傍証をあげるなら、治承・寿永の乱の終結後、長各部信連が「先日武功」により頼朝の指示で国司から、「安芸国檢非違所并庄公」を給与されていることである。

以上、「勲功者注文」・「合戦日記」に注目し、勲功賞認定手続における国衙の役割について考察した。勲功賞を申請する場合、合戦に参加した各武勇輩は（諸国追捕使を通して）首級・鹵獲品などの具体的戦果と戦況などを克明に記した「合戦日記」を国衙に提出して実検をうける。国衙では「勲功者注文」を作成し「国解」に副え

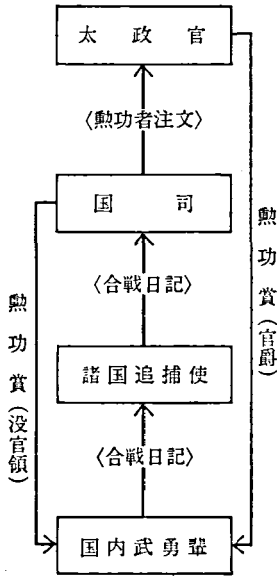


図4 勲功賞給与手続

て太政官に上申する。太政官は陣定によって勲功賞を定め、臨時の叙位・除目の形式で給与する。なお、「謀叛人」没官領の場合、国司が認定・給与した。「追捕官符」にもとづく国衙の軍勢催促において、国内武勇輩が各々の私利利害関係にかわりなく積極的に参加する窮極の根拠は、右のように国衙が勲功賞推挙・認定権を掌握していたことに求めることができよう。国内武勇輩は勲功賞にあずからんがために国衙の軍勢催促にしたがったのである。

註(1) 『本朝世紀』天慶二年四月十九日条。

(2) 石井進「中世成立期軍制研究の一視点」『史学雑誌』七八—一二。石井氏が「国ノ兵共」の組織法として指摘された点は、(一)国司館への結番、(二)国司主催の大符への参加、(三)軍事的神事への組み入れ、(四)「譜第図」による武士の家系の登録、であった。筆者はこのうち(一)を除外したが、(二)は個々の武勇輩と国司との個別的・私的関係にすぎず、国内武勇輩の全体が国司館への結番を義務づけられていたとみなしえないと考えたからである。氏が解明された諸論点は、きわめて重要な問題であるが、あくまで戦士身分としての国内武勇輩の国衙内部における地位を表わすもので、それ自体軍制とするわけにはいかない。また国衙軍制研究の指針となった著名な構図も、国衙軍の最大限動員された状態を示すもので、いかにして動員したかという軍勢催促の具体的形式とその条件を示すものではなかった。

- (3) 『高山寺本古往來 表白集』(高山寺資料叢書第二冊)。
- (4) 『小右記』長元元年七月廿四日条。
- (5) 石井進『中世武士団』(小学館版日本の歴史) 12)、高橋昌明『武士の発生とその性格』(歴史公論) 7)。
- (6) 『貞信公記抄』天慶三年正月十六日条。
- (7) 『類聚三代格』寛平九年四月十日官符。
- (8) 『平安遺文』八一四〇七九号。
- (9) 『平安遺文』八一四〇八三号。
- (10) 『統群書類従』卷第三〇七。
- (11) 『九曆』天曆元年十二月廿日条。
- (12) 『本朝文粹』天慶三年正月十一日官符。
- (13) 『小右記』寛仁三年六月廿九日条。
- (14) 『本朝世紀』天慶四年十一月廿九日条。
- (15) 『本朝世紀』天慶四年九月廿六日条。
- (16) 『平安遺文』九一四六五二号。
- (17) 上横手雅敬「私領の特質」(石段田正佐藤進一編『中世の法と国家』所収)。
- (18) 『吾妻鏡』文治二年四月五日条。

四、国衙軍制の諸段階

(一) 国衙軍制の源流

国衙軍制の源流は、捕亡令を中心に規定された律令制下の国司の

王朝国家国衙軍制の構造と展開 (下向井)

「人兵」差発・「寇賊」追捕権にもとめることができる。

律令制下、国内で「急速大事」(「謀叛以上」・「寇賊」)と認定される事態が発生した場合、獄令告密条、捕亡令追捕罪人条、擅興律擅發兵条などにもとづいて(公式令国国有急速条)、国司はただちに「隨近之兵及夫」(「人兵」)を差発して「追捕」するとともに、事態と鎮庄のために動員した兵士数を「馳駅奏聞」すること、それでもなお鎮庄できずにさらに「発兵」を要する場合、「馳駅」して「契勅」(「発兵符」)を申請すること、が義務づけられていた。かかる「急速大事」における「人兵」差発・「寇賊」追捕方式を、追捕罪人条集解釈云により捕亡令「臨時発兵」規定と呼ぶことにする。

この「臨時発兵」規定で注目される点は、第一に、「馳駅奏聞」・「契勅」を通じて、中央政府が国司の軍事権にきわめて厳しい統制を加えていることである。擅興律の量刑が所発人数を基準にしていることから明白なように、政府は動員数にまで統制を加えているのであり、国司の軍事権における裁量は強く抑制されていたのである。

第二に重要な点は、捕亡令「臨時発兵」規定が、軍団兵士制を前提としていないことである。追捕罪人条は、部内に軍団があれば国司の罪人追捕に協力することを規定しているだけであり、軍団はけっして罪人追捕の中心機関ではなかったのである。軍団は、対外戦争における大規模動員に備えて全国に配備された徴兵拠点であり、「兵庫」と練兵場と軍毅によって構成されていた。そして平時は、

軍教が兵士に「陣法」（『画一的操兵規範』）ののりとして集団訓練を行い、戦時には軍教の指揮下で將軍を頂点とする軍事編成の単位となったのである。

捕亡令「臨時発兵」規定が、かかる軍防令軍制とは全く編成原理を異にすることは明白である。「臨時発兵」規定では、差発対象も「人兵」であり、「人夫」のかたちで兵士以外の武力が特殊な雑徭として利用されたのである。八世紀の実例では、「強幹人」、「臨時発兵」の特殊な形式である「警固式」では「百姓便弓馬者」とみえ、「人夫」の実態がいかなる武力だったかを示唆している。

このように、捕亡令「臨時発兵」規定は、軍団兵士制の存在を不可欠の前提とするものではなく、延暦二年（七九二）の兵士制度止も国司の「臨時発兵」権・「謀叛以上」追捕権に重大な影響を与えるものではなかった。なによりも、八世紀から九世紀前半の地方社会には、整備された制度的形式とはうらはらに「謀叛以上」・「寇賊」と認定される反権力闘争が広汎に展開する状況は存在しなかった。この時期、国一郡の通常の行政権の一部である「非違」檢察権の範囲内で基本的には治安維持が可能だったのである。

（四）九世紀後半の軍事政策

九世紀中葉に入ると、地方諸国での群盗・海賊が重要な政治問題として登場してくる。貞観期までの特徴は、国衙軍事力強化よりむしろ国檢非違使設置、「結保」と保長の設定、市津要路への「偵邏」の配置など、国衙「非違」檢察機能の強化に重点がおかれていた。

しかし貞観年間以降、群盗海賊、俘囚叛乱が活発になってくる

と、中央政府は捕亡令「臨時発兵」規定を適用して「追討勅符」・「追捕官符」を国司に発し、「人兵（夫）」を差発して鎮圧することを命じるようになる。そして一方で、政府は「凶党」鎮圧のための軍制の再編を試みるようになる。元慶二年（八七八）、出羽俘囚乱鎮定後、出羽では兵士制の再編強化をはかり（当国例兵）、瀬戸内諸国では備前国言上により武器・糧食を国衙で負担する「禦賊兵士」の制度化を試み、大宰府管内では貞観二年以降、新羅海賊撃退のため権少武に「撰行警固事」させて軍事権を集中し（討賊使）、諸国俘囚を警固兵士に編成しようとしている。

ところで九世紀に入って全国に選置された俘囚は、国衙の直接掌握下にあり群盗鎮圧に利用されていた（折取夷種、散居中国、縦有盜賊、令其防禦）。この俘囚問題は、「日本刀」の起源について興味深い事実を提供している。八世紀頃蝦夷地域に登場した「蹠手刀」は九世紀に全国に拡がり、手拔形蹠手刀を経て一〇世紀に毛抜形太刀へと発展する。強い反りをもつ「日本刀」は、律令軍制の直刀ではなく、蝦夷の蹠手刀に起源をもつのである。それは九世紀後半の群盗海賊追捕に、国衙が俘囚の武力を利用したことと密接に関連すると思われる、国衙軍制と中世の武装形態・戦闘形態のいま一つの源流を俘囚の武力に求める見解を支持したいと思う。

中央政府が直接群盗鎮圧のための兵士組織を制度化する試みは結局定着するにいたらず、やがて国司の裁量に全面的に委ねることになるのである。

（五）延喜の「軍制改革」と前期王朝国家段階の国衙軍制

寛平元年（八八九）に起った「東国賊首」物部氏永の蜂起は、同七年「坂東諸国富豪之輩」の「僥馬之党」による大規模な「凶党」蜂起をへて、延喜元年将門の乱鎮圧の先例とされるほどの「東国乱」へと発展し、同年出羽で俘囚乱がおこり、その後も延喜年間に越前・駿河・飛騨・下総・上野・下野・武蔵で官舎焼亡、国府襲撃、国守殺害などの「凶党」蜂起が頻発している。延喜元年「東国乱」を中心とする蜂起は、寛平→延喜の一連の国制改革による国衙権力の強化、官長への権力集中に反発する在地諸階層の組織的反抗とみることができ、かかる蜂起を破砕するために国制改革の一環として「軍制改革」が実施されたのである。

延喜初年の「軍制改革」の内容は、第一に、発兵に対する中央政府の厳格な統制を緩和し、発兵における国衙の裁量権を拡大したことである。

国衙からの飛駈奏上に対して、本来、「発兵符」⇨「勅符」を発給するのが原則だったが、「雖飛駈奏事輕者、給官符、見延喜二、三年御記」の記事にみるように、事態を「輕」と判断し「勅符」にかえて「官符」を賜う慣行が、「東国乱」の時期に形成されている。「勅符」から「官符」への変化は何を意味するか。時期はやや遡るが、元慶七年（八八三）上総俘囚による「盜取官物數殺略人民」という事態に対し、上総介藤原正範は「叛乱」とみなし「發諸郡人兵千人、令其追討」（「發兵状」報告）、「商量非数千兵者不得征伐」（「發兵符」請求）を飛駈奏言した。令制における「急速大事」のさいの「臨時發兵」規定を忠実に遵守している。ところが政府は、

事態を「俘夷群盜懼罪逃窃」「卅余人偷見」と認定し、「何足以馳羽檄、宜停給勅契、直下官符、差發人夫、早速追捕」と命じ、さらに「自今事非機急、勘掘律令、發遣脚力、申太政官、不得專輒馳駈上奏」という見解を示している。

すなわち、政府は頻繁に発生するようになった「凶党」蜂起を、「馳駈申奏」⇨「勅契⇨追討勅符」⇨「發兵」という形式による鎮圧対象とはみとめず、「国解」⇨「追捕官符」⇨「人夫」差発という形式で鎮圧する方針を指示しているのである。政府は、事態を過少評価し擅興律による厳しい規制をうけることのない「人夫」規定を適用することによって、国衙の軍事動員、「凶党」鎮圧に対する中央政府の統制を緩和し、国衙の裁量権を拡大しようとしていると考えられる。かかる方針が制度的に定着したのが、延喜元年を中心とする「東国乱」の時期であり、以後の「凶党」蜂起は、基本的に「国解」⇨「追捕官符」方式によって鎮圧されることになる。

「軍制改革」の第二の点は、「凶党」追捕の専門機関として一國単位に押領使が配置されるようになったことである。天慶二年六月、将門の乱鎮圧のため諸國に配置された押領使は、「以五位充例」を考慮しつつ任命されており、天慶二年以前に押領使任命の先例があったことがわかるが、その出発点は他の「例」から類推すれば、延喜元年東国乱の時期に設定することができるのである。捕亡令「臨時發兵」規定では、「人兵」差発は臨機における国司の一機能にすぎず、独立した専門機関が存在していたわけではなかった。押領使は、「凶党」蜂起の活発化にともない、強化された国衙軍事権

を集中・単一化するために創出された一個の軍事機関だったのである。

第三に、「軍役」の賦課基準を明確にし、それによって「軍役」を負担する権利と義務を有する名譽の戦士身分としての国内武勇輩が形成されていったことである。天慶二年出羽俘囚乱に対する官符の一つに「応国内浪人不論高家雜人差宛軍役」があるが、この乱への対応は延喜二・三年の「例」に依拠しており、「不論高家雜人」の原則は延喜初年の東国乱・出羽俘囚乱のさいに明確化したものと考ええる。

以上、延喜の「軍制改革」は、(一)国衙への軍事権の大幅委譲、(二)国司裁量権の拡大、(三)強化された軍事権（軍勢催促・追捕）の押領使への集中、(四)「不論高家雜人」という軍役賦課基準の確立、を主要な内容とし、この改革によって王朝国家は、「凶党」蜂起を破砕する強力な鎮圧体系、国衙軍制を確立させたのである。この軍制改革は、国司権力の強化、国内支配における国司裁量権の大幅な拡大という延喜の国制改革の基調と合致しており、国制改革の不可分の一環として位置づけることができる。

承平・天慶の乱は、こうして確立した国衙軍制によって鎮圧され、乱後の天慶、天曆初年までに全国にわたって追捕使・押領使は常置されていく。一〇～一一世紀中葉の前期王朝国家段階の「凶党」蜂起の具体例のほとんどすべてが「国解」↓「追捕官符」の形式で鎮圧されている。中央から追捕使が派遣されているのは承平・天慶の乱と正暦三年の追捕阿波海賊使・長元元年の追捕忠常之使だ

けであり、いずれも国衙機構そのものが虜掠される大規模な蜂起だった。このように「国解」↓「追捕官符」形式で鎮圧できたことは、国司の下知にもとづいて諸国追捕使が国内武勇輩を催促して「凶党」を鎮圧する方式が有効に機能しており、中央政府としては「追捕官符」で一般的に規制するだけで、事態の鎮静を国司に全面的に委ね、直接テコ入れする必要がなかったことを意味している。

(四) 後期王朝国家段階の国衙軍制

一一世紀後半以降、王朝国家軍制は新たな段階に入る。この段階の特徴は、「国解」↓「追捕官符」のかたちで、国司に軍勢催促・「凶党」鎮圧を委ねていた本来の国衙軍制が有効に機能しなくなったことである。このことは、「国」だけに宛てた「追捕官符」の実例が、一一世紀後半以降急激に減少していくことに端的にあらわれている。

かかる変化の実相は、第一章でみた保延元年の海賊対策での審議によって知ることができる。三月一日国司に「追捕官旨」を与えて鎮圧させることに決定した陣定で、源師房が「此事不可叶、故者、諸国猛勢輩、各好海賊、近及周防国司上道時、当国輩称海賊、寃凌国司、准的他国、又如此敷」と危懼したことは、四月八日の陣定での関白忠実の発議「可追捕之由、雖給官旨於国司等、于今不叶、何様可行哉」というかたちで現実になった。

国司による軍勢催促が不可能になった原因は、第一に、軍役を勤仕すべき国内武勇輩の海賊化という現象が示すように、国司が国内武勇輩を掌握しきれなくなっていることである。前記した源師房の

述べは、かかる現状を中央貴族がはっきり認識していることを物語る。第二に、荘園公領制の展開のなかで、前期王朝国家段階の「不論高家雑人」という軍役賦課基準が崩壊したことである。「御柚工等不及帶弓箭刀兵等」⁽¹⁵⁾、「御牧住人者皆神人也、争脱黄衣、着甲冑哉、甚非其器量」⁽¹⁶⁾（治承・寿永の内乱期）などの例は、神人・柚工・寄人ら庄々住人の軍役拒否を示すものである。

国司の国内全体に対する検断権の実効性も、荘園公領制の形成＝権門寺社の独立化のなかで喪失していく。保延元年海賊対策で「海賊首所々庄々住人者、被仰本所、被召進由可被仰」という意見が賛同をえているように、「住人」に対する「本所」の支配権が確立し、国司は「庄々住人」に対して検断権を行使しえなくなっていくのである。そして一方、荘園の領域支配の確立過程で、「任官符旨為令檢注言上、差遣国使等之処、彼庄司等引率数多隨兵、出合途中、寃浚件使」⁽¹⁷⁾、「官使・国目代・在庁官人等、……催具数百軍兵數千人夫、追捕官符省符庄」⁽¹⁸⁾の記事にみられるような、武力抗争をともなう国衙莊園間の相論が激増するようになる。一一世紀後半から増加するかかる事態は、軍事的鎮圧の対象になることはまれで、太政官に提訴され訴訟によって解決がはかられるようになる（傲訴を含む）。目代・在庁官人らの「発向軍兵」⁽¹⁹⁾は、権門寺社から「国司謀叛狼籍」⁽²⁰⁾、「違勅謀反之甚」⁽²⁰⁾と訴えられ、庄司の「儲軍兵、擬殺害」という「濫行」を国司は抑圧できず「早被亂断所犯、遣官使欲被停止件濫行」と政府に訴えるのである。

かくして、荘園公領制の展開＝諸権門の自立化という新たな状況

王朝国家国衙軍制の構造と展開（下向井）

のもとで、「国」という行政機構を通して全国的重犯検断権・軍事指揮権を行使することが不可能になった後期王朝国家段階の中央政府は、新たな軍制上の対応をせまられるのである。

一方、国司の掌握からはなれた国内武勇輩は、荘園公領という政治的編成とは異質の次元で、諸国追捕使の地位を世襲するようになった有力武勇輩のもとに結集し、顕著な地域的偏差をはらみつつも、国衙軍制の制度形式を換骨奪胎しながら「一国棟梁」と呼ぶべき地域的軍事権力を生み出していく。一国棟梁は諸国追捕使の軍勢催促権・勲功賞推挙権を楨樫に国内武勇輩との間に主従関係を形成するとともに、「介」・「在国司」等有力在庁として国衙在庁機構を掌握し、さらに婚姻を通じて国内武勇輩との血縁的紐帯を強化していった⁽²¹⁾。

このような軍事的環境のなかで後期王朝国家段階の政府が行った軍制的対応の一つは、国司に国内武勇輩「交名」を注進させ、「追討宣言」に彼らの氏名を直接記載して発給する方式の採用である。「指国々武士等交名、各給宣言、自件賊愆」⁽²²⁾（保延元年海賊対策）、「近江・美乃・越前三ヶ国、各可注申国内武士之由、被仰国司」⁽²³⁾（安元三年延曆寺大衆鎮圧）の記事が、右の方式をよく示している。国衙軍制の形式を利用しながら、中央政府が直接各国内武勇輩に「追捕宣言」を与えることによって、彼らの軍事的奉仕をひきだそうというものである。

もう一つの、さらに重要な軍制的対応は、中央政府の強力な軍事指揮権を体现する追討使派遣による軍事問題の解決である。追討使

は「可追討某国住人凶賊某」の文言をもつ「追討官符(旨旨)」を蒙って地方に派遣される將帥⁽²⁵⁾であつて、局地的諸国に対する軍勢催促權(催近境国々兵士、令因幡守正盛追討之由、被下旨旨了⁽²⁶⁾)と勲功賞推挙權(「源頼義朝臣越二階任伊予守、加之子息等及從類蒙恩賞之者廿本也⁽²⁷⁾」)が付与された。九一〇世紀段階では衛府官人が派遣され四等官(またはそれに類似した)構成をとり、国衙軍制に対する指揮權はそれほど強力なものではなかつた。ところが平忠常の乱後、摂関期以来受領・廷尉を歴任してきた武勇の貴族である源平両氏が、追討使に拔擢され、地方諸国に対する強力な軍事指揮權が付与されるようになる。国司を通して軍勢催促することが困難になり、一国棟梁のもとに地域的軍事權力が徐々に形成されつつある状況のもとで、中央政府は、追討使に地方諸国武勇輩に対する強力な指揮權を与え、有効に機能しなくなった国衙軍制の再掌握に努めるのである。

一一世紀後半の奥羽の軍事問題は、頼義・義家・義綱ら河内源氏の將帥によって鎮圧されるが、その過程で河内源氏は、追討使の軍事指揮權を主要な積棒として東国武勇輩との間に主從結合を強めていく。一方、源氏にややおくれて院權力に育成されて急速に抬頭した伊勢平氏は源義親追討・海賊鎮圧のために追討使として西国に派遣され、西国武勇輩との間に主從制を形成していく。こうして追討使の制度を通して源平両氏は地域的軍事權力を掌握下におさめ、「武家の棟梁」——一国棟梁——国内武勇輩という軍事的ヒエラルヒーを築きあげていったのである。しかしかかるヒエラルヒーは、制度

的に確立したのではなく、あくまで私的主從結合であり、したがって一面においてルーズな結合でしかなかった。この段階においてもなお、「追討旨旨」のみが唯一最高の軍事指揮權の源泉であり、「追討旨旨」を蒙ることなしに武家の棟梁の軍事的ヒエラルヒーは機能しえないのである。

治承・寿永の乱に勝利した源頼朝の軍事權力は、追討使の制度を全国的規模で恒久化した權力にほかならない。平氏追討使として全国的軍事指揮權を獲得した頼朝は、本来私的個別的私主從制である御家人制を軍事指揮權を積棒に全国的規模で制度化していく。そして王朝国家の諸国追捕使にかわる一国単位の御家人指揮官・「凶党」追捕機関として、惣追捕使¹⁾守護人を配置していく。平氏追討過程で形成されたかかる軍事權力が、最終的に王朝国家から切りはなされ恒久的体制として確立するのが文治守護職の勅許であろう。

註(1) 以上の叙述は、拙稿「王朝国家国衙軍制の成立」(『史学研究』一四四)に依拠。

(2) 一九七五年に提出した筆者の卒業論文「律令国家変質期における軍事力編成」(未発表)。

(3) 『統日本紀』慶雲三年三月廿六日条。

(4) 『類聚三代格』宝龜十一年七月廿六日勅。

(5) 拙稿註(1)論文。

(6) 『三代実録』元慶三年六月廿六日条。

(7) 『三代実録』元慶七年十月廿六日条。

- (8) 『三代実録』元慶二年七月十三日条、『類聚三代格』寛平六年八月九日官符、貞観十一年十二月五日官符。
- (9) 『三代実録』貞観十二年十二月二日条。
- (10) 石井昌国「上古刀 古刀」(『日本刀全集第二卷 日本刀の時代の見どころ』)。
- (11) 戸田芳実「国衙軍制の形成過程」(『中世の権力と民衆』所収)『北山抄』第四。
- (12) 『三代実録』元慶七年二月九日条、同廿一日条。
- (13) 『本朝世紀』天慶二年四月十九日条。
- (14) 『平安遺文』八一四〇八〇号。
- (15) 『平安遺文』八一四一三二号。
- (16) 『平安遺文』四一―三五三三号。
- (17) 『平安遺文』六一二四八二号。
- (18) 『平安遺文』七一三一五三三号。
- (19) 『平安遺文』六一二四八二号。
- (20) 『平安遺文』七一三一五三三号。
- (21) 『平安遺文』七一三二二二二号。
- (22) たとえば藤原(奥羽)、小山(下野)、上総介、千葉介(下総)、鎌倉党(相模)、橘(駿遠)、城介(越後)、斎藤党(越前・加賀)、佐々木(近江)、益田(石見)、河野(伊予)、原田(筑前)、草野(筑後)、高木(肥後)、菊池(肥後)、大神(豊後)などを想定している。
- (23) 『長秋記』保延元年三月十四日条。
- (24) 『玉葉』安元三年五月廿九日条。
- (25) 『玉葉』治承三年七月廿八日条。
- (26) 『中右記』天仁元年正月廿九日条。
- (27) 『平安遺文』九一四六五二二号。
- (28) 大会当日配布したレジュメの表「平安時代の追討使」参照。

△付記▽本稿は、一九八〇年広島史学研究会大会シンポジウムにおける報告を補筆したものである。「四、国衙軍制の諸段階」は報告のさい時間不足でカットした部分である。日頃から懇切な御指導を賜わっている坂本賞三先生にこの場をかりてお礼申し上げます。

**A Study of the Structure and Development of
Kokuga-Gunsei (国衙軍制) in *Ocho-Kokka*
(王朝国家)**

by Tatsuhiko Shimomukai

The military subject which *Ocho-Kokka* faced was *Kyoto-hoki* (凶党蜂起)—an armed struggle against *Kokuga* (国衙) power by various power which was in a district—and to oppress such a struggle *Ocho-Kokka* formed the peculiar army *Kokuga-Gunsei* through *Kokuga*.

In this paper, first, the author regards *Kokuga-Gunsei* as the army to realize “arrest” in a series of criminal procedures for “*Juhan* (重犯)”. Secondly, the author solves concretely how the army was formed and what enabled the formation. Finally, the author considers several steps of *Kokuga-Gunsei* which succeeded to the army of *Ritsuryo-Kokka* (律令国家) and developed into that of

Kamakura-bakufu (鎌倉幕府), and gives his view on the formation of the medieval army and the relationship between lord and vassal.